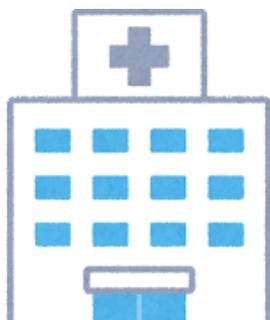


## 『持ち分なし移行に負担軽減 基金拠出型に猶予措置要望』

令和4年度税制改正の各省要望が取りそろった。財務省は各省全体の要望項目一覧をまとめているが、そのなかで厚労省の「基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設」が目を引く。

同省は平成18年の医療法改正を踏まえ、持分なし医療法人への移行を進めているが、持分なし医療法人への移行の障害のひとつに財産権を放棄することに対する抵抗感がある。持分なし医療法人には、金銭等の財産を基金として拠出することで資金調達を行う「基金拠出型医療法人」があり、基金拠出型であれば、財産権を放棄することなく持分なし医療法人への移行が可能となる。しかしながら、基金として拠出する際に、その一部が配当所得とみなされ課税され、基金の相続時には相続税等もかかるため、円滑な移行に障害が生じていた。

基金拠出型医療法人への移行を促進するため、同省は以下の税制要望を行っている。○持分の払い戻しが経営に与えるリスクの高い医療法人について、持分あり医療法人が基金拠出型医療法人へ移行した場合には、出資者に対するみなし配当課税を猶予する○基金拠出型医療法人への移行後、相続・贈与発生時の基金にかかる相続税・贈与税はこれを猶予する(いずれも基金が払い戻されるまで)。



## 『コロナ破綻2000件突破 最多は飲食業の366件』

東京商工リサーチは、新型コロナウイルスに関連した企業の経営破綻(負債1000万円未満含む)が全国で累計2000件に達したと発表した。国内初の経営破綻は昨年2月に判明し、1000件に至るまでは約1年かかったが、今年5月には1500件に達し、その後も月間100件を超える高いペースが続いている。緊急事態宣言の発令などで飲食業を中心に経営が行き詰まる企業が相次いだ。

同社はコロナ禍の長期化で「息切れや事業継続をあきらめて破綻に至る小規模事業者を中心に、コロナ関連破綻は今後も増加をたどる可能性が高まっている」とみている。業種別では、来店客の減少、休業要請などで打撃を受けたが飲食業が366件で最も多い。以下、工事計画の見直しなどの影響を受けた建設業が193件、小売店の休業が影響したアパレル関連が168件、インバウンドの需要消失や旅行・出張の自粛が影響したホテル、旅館の宿泊業と飲食業などの不振に引きずられている飲食料品卸売業が各91件と続く。都道府県別では、東京都が466件で全体の約4分の1を占めトップ。以下、大阪府が212件、神奈川県が100件、愛知県と福岡県が各87件、兵庫県が84件と続いている。最少は山梨県と鳥取県(各4件)。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)